

平成27年度 65歳以上の介護保険料をお知らせします

■問い合わせ 地域包括支援係
佐賀中部広域連合 業務課☎75-6033
☎40-1135

平成27年度の介護保険料は4月1日現在の世帯における住民税の課税状況等によって7月に確定します。
このため、保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりとなります。

特別徴収（年金天引き）

4・6・8月の納付額は、平成27年度の住民税の課税状況が確定していないため、平成27年2月と同額を天引きするようになります。（8月から保険料が変更になる場合もあります。）

普通徴収（納付書・口座振替）

4月から7月までは平成27年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、平成26年度住民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に納付することになりますので、送付される納付書または口座振替により納付してください。

平成27年度仮算定額の納入通知書は、4月中旬頃に送付します。

※ 4月2日以降に65歳になる人は？

介護保険料の納入通知書を65歳になる月の翌月に送付します。

徴収方法は、普通徴収となりますので、送付される納付書または口座振替により毎月納付してください。

年金からの天引きが開始されるのは、65歳到達からおおむね6か月後からとなります。



平成27年度 65歳以上の段階別介護保険料額

保険料段階	対象者	算式	保険料額
第1段階	生活保護受給者 世帯全員の住民税が非課税で、①または②の該当者 ①老齢福祉年金受給者 ②前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.45	月額2,372円 (年額28,464円)
第2段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が120万円以下の人	基準額 ×0.75	月額3,953円 (年額47,436円)
第3段階	世帯全員の住民税が非課税で第2段階以外の人	基準額 ×0.75	月額3,953円 (年額47,436円)
第4段階	本人の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の人（世帯に住民税の課税者がいる場合）	基準額 ×0.9	月額4,743円 (年額56,916円)
第5段階	本人の住民税が非課税で、第4段階以外の人（世帯に住民税の課税者がいる場合）	基準額	月額5,270円 (年額63,240円)
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	月額6,324円 (年額75,888円)
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額 ×1.3	月額6,851円 (年額82,212円)
第8段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額 ×1.5	月額7,905円 (年額94,860円)
第9段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.7	月額8,959円 (年額107,508円)
第10段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.9	月額10,013円 (年額120,156円)
第11段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上の人	基準額 ×2.1	月額11,067円 (年額132,804円)

○口座振替が便利です

手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函するだけです。

○介護保険料の減免

火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料の徴収猶予や減免等の制度があります。

また、保険料段階が第2段階および第3段階の人を対象とした減免制度もあります。こちらの申請は、7月下旬から受け付けます。市の介護保険窓口か佐賀中部広域連合で申請してください。